

(仮称) 吾妻高原風力発電事業に係る環境影響評価方法書に対する福島市の意見について

環境要素	福島市の意見
騒音及び 超低周波音	平成28年2月に環境省が主催している「風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会」から「風力発電施設から発生する騒音等への対応についての中間とりまとめ」が報告されたところである。事業実施の決定、調査まで相応の期間が見込まれることから、調査・評価に当たってはその間の最新の知見に対して十分に配慮し、反映をすること。
その他の環境 (地形及び地質)	他の発電事業では、降雨により形質変更した法面が崩落し、土砂が区域外へ流出した事例もあるので、周辺に土砂の流出や崩壊、その他の災害を発生させることが無いよう、環境影響評価の項目として選定し、調査、予測、評価を行い、対策を実施すること。
植物	対象事業実施区域には、豊かな自然環境のまとまりのある森林が分布しており、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林の指定を受けている区域があるので、発電施設の位置・規模・構造・配置の設定にあたっては、森林環境への影響や地形条件を十分に考慮した調査・予測及び評価を行うとともに、関係機関と十分な協議を行い、その結果を準備書に反映すること。

その他環境要素に含まれない総括的事項についての意見

その他	福島市の意見
総括的事項	事業の実施にあたっては、各種関連法規に基づく必要な手続き等について、事前に行政担当窓口等の指導を受けること。
総括的事項	事業の実施にあたっては、周辺の住民及び隣接する土地の地権者に対して、十分に説明を行い、合意形成を図ること。